

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(新設)

				資料番号	68-5	担当課	薬務衛生課
法令名	調理師法施行規則	根拠条項	10-2	不利益処 分の種類	調理師養成施設への指示		
○調理師法施行規則（抄）（昭和三十三年十二月十三日厚生省令第四十六号） （報告の徴収及び指示） 第十条 2 都道府県知事は、指定養成施設の教育方法、施設その他の内容が適当でないと認めるときは、その設立者に対して必要な指示をすることができる。							